

平成19年度国際税務対策事業
「移転価格税制に係る国際的二重課税解消のための対応策」に関する
調査委託先の公募について

平成 20 年 1 月 17 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 調査目的

近年、日本企業が推進するグローバル事業を巡り、各国で執行強化される移転価格税制への対応が大きな課題となっている。移転価格課税によって国際的二重課税が発生した場合において、日本企業が二重課税を解消するための方法は、不服申し立て等の国内手続きと、租税条約に基づく相互協議という国際的手続きがある。しかしながら、これらの方法による救済措置は制度として未だ不十分かつ限定的であると言わざるを得ず、多くの企業が二重課税を甘受している状況が推察される。このため、日本企業の立場から、移転価格課税に伴う二重課税排除のために現時点で利用可能な方法を検証するとともに、当該問題に係る国際的な取り組みについて概説しつつ、長期的視野に立った場合に企業が検討しておくべき課題や対策等について調査研究を行う。

2. 調査内容

(1) 調査内容

下記の調査項目について、現状と課題の分析を行い、調査報告書として取りまとめる。また本調査結果について、当組合の国際税務研究会において報告を行う。

(2) 調査項目、その要点

- ・ 日本企業が移転価格課税による二重課税を排除するために利用可能な方法とその運用状況(OECD モデル租税条約や日本の租税条約における取り扱い等)。
- ・ 日本のグローバル企業に多く見られる米国、中国、EU への進出パターンを例に挙げ、地域別の課題の分析を踏まえた、企業が取るべき対応策。
- ・ 移転価格課税による二重課税解消のための制度設計に向けた世界的な動向(EU 仲裁協定、OECD の仲裁規定案等)と、日本における将来の可能性と課題(日本における仲裁協定制度導入の可能性と課題等)。

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 3,150,000 円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 20 年 3 月 17 日まで
- ・ 提出物 : 報告書 2 部、関係資料 2 部
(基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 19 年 1 月 17 日～1 月 24 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等

(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 20 年 1 月 25 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 長岡

Eメール:(nagaoka@jmcti.or.jp)

TEL:03-3431-9348、FAX:03-3436-6455

以上